

議案第105号

訴えの提起について

損害賠償の請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま地方裁判所に提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

平成24年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 事件の要旨

相手方は、柔道整復の施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったとして市から不正に療養費等の支給を受け、市に損害を与えたため、損害金等の支払いを求めるもの

2 請求の趣旨

相手方に対し損害金等の支払いを求めるもの

相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

3 訴訟遂行の方針 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。